

## 令和8年度

### 前橋市再エネ審議会(※1)開催予定 及び 再エネ条例(※2)許可申請締切日

※1 前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会

※2 前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

- 再エネ条例の規定により申請のあった事業計画は、再エネ審議会の議を経た後、許可若しくは不許可の通知を行います。
- 再エネ条例の規定により事業計画の許可を受けようとする事業者は、以下の期日までに、許可申請書に必要な図書を添付して提出してください。
- 許可申請は、再エネ条例の規定による市との事前協議及び近隣住民説明・近隣住民協議の手続きが終了した事業計画でなければ申請できません。
- 許可となる事業計画には、審議会開催日から概ね 1 週間程度で許可通知書を交付します。

令和8年度 再エネ審議会	開催予定時期	許可申請書 提出締切日
1回目	令和8年6月上旬	<u>令和8年 4月20日(月)</u>
2回目	令和8年8月下旬	<u>令和8年 7月13日(月)</u>
3回目	令和8年11月下旬	<u>令和8年10月13日(火)</u>
4回目	令和9年2月下旬	<u>令和9年 1月12日(火)</u>

以下のような場合は、スケジュールのとおりの審議及び許可通知書の交付がされません。

- 1) 許可申請に必要な添付図書に不備・不足がある場合
- 2) 上記について、補正期限までに申請図書の必要な補正がなされない場合
- 3) 事業計画の許可について審議する再エネ審議会で「許可に係る条件が付された場合(保留)」「再審議」「不許可相当」とされた場合
- 4) 許可通知書作成の事務手続きに時間を要する場合
- 5) 再エネ審議会の開催が延期または中止となった場合(※審議する案件がない場合や災害等の理由により予定通りの開催が困難な場合は、延期または中止となることがあります)